

確定申告をされる方へ



①後期高齢者医療保険料は社会保険料控除の対象となります。

後期高齢者医療保険料は、前年中(1月1日～12月31日)に納付された全額が社会保険料控除の対象となります。確定申告の際、後期高齢者医療保険料の領収書や納付証明書の添付は必要ありませんので、納付された金額を申告書に記載していただくをお願いします。

○特別徴収の方

特別徴収(年金天引き)されている方については、年金の源泉徴収票に控除金額が記載されているので源泉徴収票をご確認ください。

○普通徴収の方

口座振替や納付書によりお支払いされている方は、通帳や領収書をご確認ください。

また、後期高齢者医療保険料は、被保険者本人だけでなく、その世帯の世帯主や配偶者も連帯して納付する義務があります。世帯主又は配偶者としてご家族の後期高齢者医療保険料を納付したときは、その納付額の全額が納付した方の社会保険料控除の対象となりますので、確定申告の手続きの際にご自身の社会保険料の額と合算して申告してください。

納付された金額等不明な点は、お住まいの市(区)町村窓口にお問合せください。

②株式譲渡益を申告される方ご注意ください。

医療費の窓口負担は以下の条件に当てはまると3割負担になります。

「市町村民税の課税所得が145万円以上ある被保険者やその方と同じ世帯にいる被保険者」で、かつ「年間収入金額が世帯内に被保険者1人の場合で383万円以上、2人以上の世帯で合計520万円以上」

ここでいう収入金額とは、株式の譲渡益ではなく、売却代金で判断されます。

よって、市町村民税の課税所得が145万円以上ある被保険者の方で、株式譲渡益がマイナスになったことにより損失等の申告をされた場合などその売却代金により、医療費の窓口負担が3割負担となってしまう可能性がありますのでご注意ください。

※市町村民税の課税所得とは、所得金額の合計から、市町村民税における所得控除(社会保険料控除、生命保険料控除、配偶者控除、医療費控除など)の合計額を差し引いて算出した額の千円未満の端数を切捨てた金額です。(分離課税分がある場合には、総合課税・分離課税分を別々に算出し、その後に合算して算出した金額となります。)

③申告分離課税を選択した所得も保険料を算定する上での対象所得となります。

総合課税分の所得だけでなく申告分離課税として選択した山林所得、長期(短期)譲渡所得、株式譲渡所得や、配当所得なども保険料(所得割額)を算定する上での対象所得となります。



医療費や保険料の減免について

災害や心身の故障、事業の休廃止による収入の著しい減少など、突発的な事情により、病院などの窓口での支払い(一部負担金)や保険料を納めることが困難になったときは、申請によりその医療費や保険料が減免される場合があります。

○災害による減免

震災、風水害、火災などの災害により著しい損害を受け、一部負担金の支払いや保険料の納付が困難となった場合

○収入の減少による減免

心身の故障、事業の休廃止、失業等により収入が著しく減少したために、医療費の支払いや保険料の納付が困難となった場合

※減免についての相談は市(区)町村で受け付けています。詳しくは、市(区)町村の担当窓口へご相談ください。

お問い合わせ先 資格保険料課 ☎043-308-6768

厚生労働省に制度に関する要望書を提出



① 要望書を外口崇保険局長に手渡す横尾会長

全国後期高齢者医療広域連合協議会は、11月17日に平成23年度臨時広域連合長会議を開催し、小宮山洋子厚生労働大臣あての「後期高齢者医療制度に関する要望書」を採択しました。現行制度や新高齢者医療制度に関する重点要望と要望で構成される要望書は、横尾俊彦会長(佐賀県広域連合長)から外口崇厚生労働省保険局長に手渡されました。

お問い合わせ先 総務課 ☎043-216-5011

要望書の概要

- ・ 保険料率改定において、被保険者の負担増を最大限軽減すること
- ・ 東日本大震災で被災した被保険者への、一部負担金免除及び保険料減免措置を平成24年度以降も継続すること
- ・ 新制度の構築に当たっては、十分な検討及び周知期間を確保の上、持続可能で、国民、地方公共団体、保険者、医療機関等から幅広く納得が得られる制度となるよう、国として万全の策を講ずることなど